

岐阜市スタートアップ支援補助金Q&A

1. 補助金（全体）について

Q 1-1

補助金の募集案内等はどこで入手すればよいでしょうか。

A 1-1

募集案内や各種様式等については、岐阜市公式ホームページからダウンロードしてください。

【岐阜市公式ホームページ】

<https://www.city.gifu.lg.jp/business/sangyoushinkou/1005760/1005777/1005778.html>

Q 1-2

補助金全体の流れ（募集から補助金支払まで）を教えてください。

A 1-2

- ・補助金の交付を希望される方は、事前にぎふしスタートアップ相談窓口で相談した上で、所定の様式で申請書、事業計画書等を作成し申請してください。
- ・申請書の内容及び事業内容について事前に資格審査を行った上で、審査委員会において審査し、補助金の交付対象とする事業については、市が交付決定（事業採択）をします。
注）応募者多数の場合は、事前に申請書類の審査により上位者を選定した上でプレゼンを実施します。
- ・採択された方は、市の交付決定日以降から、補助対象期間内に補助事業に必要な経費の支払いを済ませて事業を完了してください。
- ・事業完了後、実績報告を提出いただき、検査確認の後、補助金を交付します。

Q 1-3

この補助金の対象者は、どのように決定されますか。

A 1-3

応募いただいた事業を申請書類及び応募者のプレゼンにより審査委員会で審査し、補助金の対象となる事業を決定いたします。

注）応募者多数の場合は、事前に申請書類の審査により上位者を選定した上でプレゼンを実施します。

全員が補助対象となることや先着順で決定されることはありません。また、応募していただいても、不採択になることもあります。

※ 結果については、全員に通知します。

Q 1-4**「本市の社会課題解決に資する事業」とはどのような事業か。**

A 1-4

本事業では、補助の対象となる事業を「**本市の社会課題解決に資する事業**」としています。そのため、本事業で募集する事業やサービスは、公募要領の「8 審査」のとおり、事業の継続性や成長性はもちろん、事業を実施することで本市の**社会課題解決に取り組んでいただくことが必要**です。また、提案者が取り組む社会課題と、その事業実施による解決方法については、「事業計画書（様式第2号（その1））の事業コンセプト」に必ず記載してください。

Q 1-5**事業計画書（様式第2号）の申請年数の項目に1年目、2年目のチェック欄があるが、2年目も申請できるのか。**

A 1-5

2年目のチェック欄は、産学官連携事業補助金のためのチェック欄です。スタートアップ支援補助金の交付の申請は、1事業につき1回に限ります。1年目にチェックを入れてください。

2. 補助対象者について**Q 2-1****「岐阜市民であること」の要件について、具体的に教えてください。**

A 2-1

○申請者が新規創業者（これから創業する方）の場合

| 開業の形態 | 応募者の市民要件 |
|--------------|----------|
| 法人として開業予定 | なし |
| 個人事業主として開業予定 | あり（注） |

（注）岐阜市民でなくても応募できますが、開業日までに岐阜市民となる必要があります。

○申請者が法人又は個人事業主の場合

| 形態 | 応募者の市民要件 |
|-------|----------|
| 法人 | なし |
| 個人事業主 | あり |

Q 2-2**法人で、現在の本社所在地は市外であるが、市内に移せば応募できますか。**

A 2-2

応募時点で、本店として登記されている住所地在市内であれば応募可能です。

Q 2-3

グループやJVで応募できますか。

A 2-3

グループやJVでの参加はできません。

Q 2-4

既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）している場合、今回の補助対象となりますか。

A 2-4

既に創業している場合、創業後5年以内（平成31年4月1日以降に創業）の中小企業者及び第二創業により事業の開発等を目指すものであれば対象となります。

ただし、「市内に本社を有すること」等の条件を満たす必要があります。

Q 2-5

個人は対象になりますか。

A 2-5

以下のとおりです。

<対象となる方>

- ・平成31年4月1日以降に創業した市内に主たる事業所を有する個人事業主で、応募時点で岐阜市民の方。
- ・事業を営んでいない個人は、補助事業終了日までに、市内に本社を有する会社を設立し、開業する方又は、市内に主たる事業所を有する市内在住の個人事業主として開業する方。
※ただし、市外に住居する方が、個人事業主として市内で開業する場合は、開業日までに岐阜市民となる方に限ります。

<対象とならない方>

- ・平成31年3月31日以前に創業された方。
- ・市内に主たる事業所を有する個人事業主だが、応募時点で、岐阜市民ではない方。

Q 2-6

個人事業主として市内で事業を営んでいますが、新たに別の場所で事業を始める場合には対象となりますか。

A 2-6

既存の事業を別の場所で始める場合は対象外です。

ただし、平成31年4月1日以降に開業された方は対象となります。

Q 2-7

どのような法人が対象となりますか。

A 2-7

平成31年4月1日以降に創業し、市内に本店を有する中小企業が対象となります。

※なお、既存企業の役員の方が、新たに事業を立ち上げる場合には、既存企業の役員としてではなく、個人として応募する必要があります（Q 2-9も確認）。

第二創業は、市内に本店を有する中小企業が対象となります。

Q 2-8

一般社団法人や一般財団法人の設立は対象となりますか。

A 2-8

本補助金は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者を対象としています。

したがって、一般社団法人や一般財団法人は対象外です。

他にも、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、事業協同組合、商工組合、有限責任事業組合（LLP）、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人、及び任意のグループは対象外です。

Q 2-9

一度廃業した者などが再チャレンジで応募することは可能ですか。

A 2-9

可能です。ただし、個人事業主の場合、廃業届が提出されていることが必要です。

Q 2-10

業種に制限はありますか。

また、次の場合は、対象となりますか。

- ①個人事業主として病院を開業。
- ②フランチャイズチェーン店として創業。

A 2-10

公序良俗に反するものや公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる事業など）でない限り、業種に制限はありません。

また、業態による制限を設けていないので、①・②については、いずれも対象です。

ただし、事業内容を審査し、補助金の交付対象とする事業を決定します。

Q 2-1 1

次の場合は、対象となりますか。

- ① A社の代表者、その他の役員や社員が新たにB社を設立する場合
- ② A社とB社が連携して新たにC社を設立する場合
- ③ 大企業A社の社員等がその籍を置いたまま新しくB社を設立する場合。

A 2-1 1

申し込み主体は、個人（会社設立後に代表者となる者）となりますが、いずれも新しい会社が設立されるので対象となります。

ただし、大企業からの役員の受け入れや出資比率が一定以上の、いわゆる「みなし大企業」は対象外です。

Q 2-1 2

既存企業の社長が、個人として応募することは可能ですか。

A 2-1 2

既存企業の社長が、個人開業又は別法人を設立する場合は対象となります。

※ただし、経営の効率化や実効性の向上などにより事業部門を切り分けて設立するものなど、既存企業の事業の全部又は一部と同じとみなされる場合は対象外です。

Q 2-1 3

個人事業主として開業した場合、開業を証明する書類は何が必要ですか。

A 2-1 3

創業が確認できる書類として、税務署受付印のある開業届写し（電子申請の場合は「メール詳細（受信通知）」で受付印の代用可）の提出が必要です。

Q 2-1 4

補助事業終了日までに開業しなかった場合には補助金は支払われないのですか。

A 2-1 4

新規創業者の場合、補助事業終了日までに開業することは、補助金の要件です。

したがって、補助事業終了日までに開業しなかった場合には、補助金は支払われません。

Q 2-1 5

法人からの出資は可能ですか。

A 2-1 5

出資を受けた結果、みなし大企業に該当しなければ、対象となります。

Q 2-16

いわゆる「法人成り」は新規創業者となりますか。

A 2-16

本補助金における、新規創業者は、新たに事業活動を行うため、中小企業者として開業するものをいいます。

したがって、資産、債務、雇用契約その他の権利義務や負債を新会社が全て引き継いで、同一事業を行う場合には、新規創業者とはみなしません。

Q 2-17

10年前に個人として開業し、2年前に法人成りしたが対象となりますか。

A 2-17

年数については、資産、債務、雇用契約その他の権利義務や負債を新会社が全て引き継いで、同一事業を行っている場合には、個人開業した時点から通算するため、対象となりません。

3. 補助要件について**Q 3-1**

補助要件の「ぎふしスタートアップ相談窓口」について、詳しく教えてください。

A 3-1

本補助金については、申請前に「ぎふしスタートアップ相談窓口」で事業計画等の相談を行うことを要件の1つとしています。

相談窓口は、スタートアップや経営支援の相談窓口として、起業前から起業後まで伴走支援する岐阜市が設置した施設です。ただし、計画書を代わりに作成するといったことは行いません。

補助金の採択後は、月に1回程度、相談してください。

なお、採択されなかった場合でも相談することは可能です。

Q 3-2

同一事業で同一期間内に本補助金と国の補助金の両方を利用してもよいですか。

A 3-2

本補助金は、同一事業で他の補助金との併用を認めていません。

Q 3 - 3

「経常的に国（独立行政法人を含む）又は県の補助金、助成金、報酬等の交付を受けていない、又は受けることが決まっていないこと」とはどういう意味ですか。

A 3 - 3

翌年度以降の事業運営において、経常的な公費（国（独立行政法人を含む）又は県の補助金、助成金、報酬等）を活用しての運営を想定している事業については、補助対象外とします。

4. 補助事業期間について

Q 4 - 1

補助事業期間は、どのように設定すればよいですか。

A 4 - 1

補助事業期間は、交付決定日（7月中旬頃を予定）を開始月として、事業期間を設定してください。

Q 4 - 2

補助事業の着手はいつからとすればよいですか。

A 4 - 2

補助事業の着手は、原則、補助金の交付決定を受けてからとなりますので、最短で7月中旬以降となります。

5. スケジュールについて

Q 5 - 1

補助金の募集期間は怎么样了か。

A 5 - 1

令和6年4月1日（月）から令和6年5月15日（水）まで
なお、「募集期間最終日の17時必着」となりますので、ご注意ください。
《ご注意ください》

郵送の場合も募集期間最終日の17時までに届く必要があります。

Q 5 - 2

補助金の採択結果は、いつごろ発表されますか。

A 5 - 2

結果については、7月中旬頃を目安に、応募者全員に文書で通知します。

Q 5 - 3

補助金はいつごろ支払われますか。

A 5 - 3

補助金は、事業実績報告書の提出後、補助金等の確定通知日からおよそ1か月を目安に交付します。報告書の提出から補助金の支払いまで期間を要しますので、資金繰りは余裕を持って計画してください。

6. 補助対象経費について**Q 6 - 1**

市内に本社は構えた上で、更に市外に店舗等を設ける場合、市外での店舗等借入費や内外装費用は補助対象となりますか。

A 6 - 1

市外での店舗・事務所・駐車場の賃借料、共益費、借入に伴う仲介手数料や内外装工事費、機械装置・工具・器具・備品の調達費は対象外です。また、市外店舗設置に伴う、許認可のために市外の官公署へ支払われる費用も対象外です。

Q 6 - 2

本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の賃料は補助対象となりますか。

A 6 - 2

三親等以内の親族については、補助対象外です。

Q 6 - 3

弁護士や税理士への報酬は補助対象となりますか。また、金額の上限はありますか。

A 6 - 3

補助対象経費としては、謝金として計上することは可能です。金額は当事者間で調整の上、決定することになります。ただし、弁護士に支払う訴訟にかかる費用といった係争関連の費用など、補助金の使途としてふさわしくない費用や、税務申告や決算書作成等のために税理士に支払う費用など、補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費は対象外としています。

Q 6 - 4

人件費は、対象となりますか。

A 6 - 4

人件費は、対象となりません。

Q 6 - 5

印刷物などを友人に作ってもらった場合、補助対象経費になりますか。

A 6 - 5

印刷の取り次ぎ又は印刷を業として営んでいる事業者であれば補助対象経費となります。

7. 補助率・補助額について

Q 7 - 1

応募時（交付申請時）に補助金額が80万円としていた場合、実績報告時に100万円とすることは可能ですか。

A 7 - 1

応募時（交付申請時）の補助金額を実績報告時に増額することはできません。

8. 応募手続きの概要について

Q 8 - 1

提出書類は、持参も可能でしょうか。

A 8 - 1

持参される場合は、電話で予約していただき持参してください。（オンライン又は郵送での提出も可能です。）

Q 8 - 2

ぎふしスタートアップ相談窓口や経済部商工課で申請書の書き方など教えてください。

A 8 - 2

事業計画の作成などの相談はぎふしスタートアップ相談窓口で受け付けています。ただし、応募書類の書き方を代わって作成するような指導は行っておりません。

9. 審査・採択について

Q 9-1

どのような点が審査されるのですか。

A 9-1

公募要領でご確認ください。

Q 9-2

年齢や性別の制限はありますか。性別・年齢で不利・有利はありますか。

A 9-2

年齢や性別による応募の制限はありません。

Q 9-3

不採択でも通知は来ますか。

A 9-3

審査の結果は、応募者全員に対し、文書で通知を行います。

10. 補助金の交付について

Q 10-1

補助事業完了後、補助金の交付を受けるまでの手続きは。

A 10-1

補助事業の完了後、補助事業者は期限内に実績報告書を提出する必要があります。

本市において、補助事業者が実施した事業内容の検査と経費内容の確認等を行い、交付額を確定した後、補助金を支払います。

報告書の提出から補助金の支払いまで期間を要するため、資金繰りは余裕を持って計画してください。

11. 応募書類への記載について

Q 11-1

応募書類を作成しているが、所定の様式の入力スペースに書ききれない。
資料を添付することは可能か。

A 11-1

スペースや行が不足する場合は、スペースを上げたり行を追加したりしてください。

また、様式への記載内容を補足する説明資料を添付することも可能です。